

令和2年第7回臨時会

# 湯前町議会会議録

開会 令和2年10月20日

閉会 令和2年10月20日

熊本県球磨郡湯前町

# 令和2年第7回臨時会

会 期 令和2年10月20日(火) 1日間

## 会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
10	20	火	本会議	午前10時00分	開会宣言 会期の決定 議案審議



令和2年第7回湯前町議会臨時会

[第1号]

令和2年10月20日  
午前10時00分開議  
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	議案第55号	工事請負契約の変更について
日程第4	議案第56号	湯前町災害見舞金支給条例の制定について
日程第5	議案第57号	令和2年度湯前町一般会計補正予算(第7号)について
日程第6		委員会報告(議会だより調査特別委員会)
日程第7		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
9番 山下力	10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 勘米良 康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞
教	育	中	村	富	人	総	務	課	高	橋	真	誠
会	計	白	川	一	雄	税	務	町	堤	田	由	美
教	育	北	崎	真	介	保	健	福	高	木	堅	介
建	設	皆	越	克	己	企	画	観	本	山	り	か
農	林	稻	森	一	彦							
振	興											
課	長											

開会 午前10時00分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** ただいまから、令和2年第7回湯前町議会臨時会を開会します。これから、お手元に配布の議事日程表に従い、本日の会議を開きます。

本臨時会の説明員は、各執行機関代表及び委任された説明員として、課長職及び各課職員が通知されています。

日程に入る前に、富安副町長から就任挨拶の申し出があります。これを許します。

**○副町長（富安智詞君）** 議員の皆様、そして告知端末などでお聞きになられている町民の皆様、おはようございます。本臨時会中の貴重な時間に、発言の機会をいただき感謝申し上げます。また、去る9月18日の令和2年第6回定例会におきまして選任の同意をいただきましたことに、重ねて感謝申し上げます。

改めまして、本年10月1日付で副町長を拝命しました富安智詞と申します。まず自己紹介をさせていただきますが、私は、昭和48年2月に大分県大分市で生まれ、平成8年4月に熊本県庁に就職し、これまで財政企画分野を中心に9つの部署で勤務してまいりました。県庁以外では、財務省や熊本市役所にそれぞれ2年間勤務した経験もございます。これらを経まして、この度副町長という重責を担うことになりました。大変、身に余る光栄であり、その責務の重さに身の引き締まる思いでございます。

湯前町では、人口減少や少子高齢化をはじめとする課題が山積する中、新型コロナウイルスの全国的な感染拡大、7月豪雨災害に相次いで見舞われ、現在町を取り巻く環境は、非常に厳しいものと認識しております。この厳しい環境の中で本町では、長谷町長先頭に、心豊かで活力があり未来を創造するまちづくり、というキャッチフレーズを掲げ各種施策を実施しておりますが、今は喫緊の課題である豪雨災害からの復旧や、新型コロナウイルス感染症対策に軸足をおいた取組を進めております。

私としましては、長谷町長が目指すまちづくりや、災害からの早期復旧などの実現に向けて町長の補佐役として、県庁の経験も活かしながら、もとより微力ではございますが誠心誠意責務を果たしてまいりたいと思っております。

最後になりますが、町民の皆様の御意見を真摯に受け止め町政に反映してまいりたいと考えておりますので、町民や議会の皆様の御指導ごべんたつを賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。

-----○-----

#### **日程第1 会議録署名議員の指名**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、黒木龍次議員、味岡議員を指名します。

-----○-----

## 日程第2 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

-----○-----

## 日程第3 議案55号 工事請負契約の変更について

○議長（倉本 豊君） 日程第3、議案第55号、「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 改めまして、皆様おはようございます。本日はお世話になります。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第55号、工事請負契約の変更について提案理由の説明を申し上げます。湯前中学校外部改修工事の契約について、工期、並びに、契約金額に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育課長（北崎真介君） 皆さんおはようございます。それでは、議案第55号、工事請負契約の変更につきまして、御説明を申し上げます。タブレットのほうは、議案55号、工事請負契約の変更について、でございます。本年6月24日の第4回臨時会におきまして、御可決いただきました湯前中学校外部改修工事の請負契約につきまして、今回、変更いたしたく御提案するものでございます。

1、契約の目的。2、契約の方法。5、契約の相手方につきましては、変更がございません。3、契約の金額につきましては、変更前金額は、8,965万円でありましたが、今回、9,927万3,000円に変更するものでございます。962万3,000円の増額変更となります。これらは、いずれも税込の金額となります。また、4、工期につきましては、令和2年7月1日から令和2年10月31日までとしておりましたが、終期を令和2年12月25日までとするものでございます。

参考資料としまして、仮契約書及びタブレットの議案説明資料の中に、①として、設計変更内容説明資料を添付しております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

**○6番（金子光喜君）** お尋ねいたします。せっかくの今回の改修ですので、長い間しっかりと改修が生きてくるような施工をされるものと思いますけども、実際、今回の改修によって、どれくらいの期間、防水工事といいますか、雨漏りが防げるのかということを検討されていると思いますけども、予想されている年月について、御回答を求めます。

**○教育課長（北崎真介君）** 改修に入る前に、お話ししていたと思うところでありませけれども、おおよそ20年を目途に考えております。その後のことにつきましては、10年後くらいから、これからの小中学校を併せて検討していくということで、今考えているところでございます。

**○6番（金子光喜君）** 町民の方も聞いておられますので、どういった改修がされて、どの程度もつのかというのが関心ごとだと思います。また、もし、万が一、また水漏れ等があったときには、それなりの瑕疵担保責任とかあるかと思えますけども、十分対応されるように契約もされているかと思えますが、その点の御回答をお願いします。

**○教育課長（北崎真介君）** 一般的な瑕疵担保期間というのは、10年でございます。しかし過去の小学校の補修とか見たところでございますと、20年近くは、軽微なものは除きまして、重大な瑕疵はないだろうというふうに考えております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○7番（高橋一雄君）** 設計変更の理由として、7月の豪雨災害による影響、それから学校運営に配慮してということは、私は、建設の専門家ではありませんけど理解できますが、2番目の、実施に則した施工工法への変更というのは、最初の設計段階で現場を見ないで設計されたということでしょうか、そこが素人としては分からないのですが。

**○教育課長（北崎真介君）** 実際施工に入って、例えば外壁を剥がしてみるとか、そういったことをしなければ分からない部分があるわけございまして、設計の段階では、例えば実際の設計でもそうなのですが、A案、B案、C案というのがありまして、その中で外部から見て想定できる標準的な設計で行っているわけでございます。そういったところで、実際今回も工法を、いろいろな場所を剥がしたり、外したりしている段階で、やはりちょっと無理が生じたというところがございましたので、最初の設計の内容とは、変わってきたところが、そういったところでございます。

**○7番（高橋一雄君）** この工事は、いわゆる学校校舎のリフォームということで、リフォームというのは、現場合合わせが必要なのは分かります。そこで何も無いところからするのではなく、現場の状況に応じてしなければならぬわけですが、今後もほかの施設の改修等もありますが、きちんと設計の段階で、現場の状況を見て、出していただきたいと思えます。

**○教育課長（北崎真介君）** はい、できる限り設計に変更がないように今後も努めたいと思っております。

**○町長（長谷和人君）** 現況の今建物のリフォームという御質問の中での非常に難しい部分がございます、先ほど北崎課長が答弁したところでございますが、現場に設計の業者が入りまして、目視するわけでございますけども、その場合については、現況の把握とともに、見える範囲、例えば点検口等がございますので、そういう部分については確認ができるわけでございますが、それ以外のいわゆる、壁に入っております、納まり具合の部分につきましては、先ほど説明しましたように、見えない部分がございます。この部分につきましては、今回3通りの考え方で、一応想定される範囲の中で、こういうことが想定されるので、単価更正をさせていただいたということでございました。

しかし、逆に言いますと、思っていたより状況が開いてみて悪かったということで、今回変更をお願いしたというふうなことで、御理解をしていただければというふうに思っております。

今後、公共物あたりのリフォーム、いわゆる改築等が出てくるかと思っておりますけども、どこの施設も同様でございます、そのようなかたちで、今お話しさせていただいた内容がくるかというふうに思っておりますので、議員各位におきましても、どうぞその部分については、記憶に留めていただきますよう、お願いしたいというふうに思っているところでございます。どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○5番（味岡 恭君）** 説明資料の中に、9月末で32パーセントというふうな、工事の出来高を書いてあります。今現在での工事の出来高は、何パーセントくらいなのでしょう。

**○教育課長（北崎真介君）** 進捗率は月末締で出しております。今想定される場所は、40パーセント程度ではないかというようなところでございます。

**○5番（味岡 恭君）** あと数か月、3か月程度残っておりますけど、あと40パーセントくらいになるかと思いますが、工期のほうは、大丈夫なのでしょうか。

**○教育課長（北崎真介君）** はい、12月末までに今回の提案どおり御可決いただければ、大丈夫と思っております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第 55 号、「工事請負契約の変更について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 55 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第 4 議案第 56 号 湯前町災害見舞金支給条例の制定について

○議長（倉本 豊君） 日程第 4、議案第 56 号、「湯前町災害見舞金支給条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 56 号、湯前町災害見舞金支給条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和 2 年 7 月豪雨災害を含め、自然災害により被災した町民の方に対し、災害見舞金制度を創設するため、条例の制定を行うものでございます。

詳細につきましては、課長に説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） おはようございます。それでは議案第 56 号、湯前町災害見舞金支給条例の制定について御説明いたします。

本条例は、令和 2 年 7 月豪雨以後の災害により被災された町民に対しまして見舞金を支給し、町民の福祉の増進に寄与することを目的として制定するものでございます。

第 1 条は、今申し上げました目的をうたっております。

第 2 条は、本条例における「災害」の定義を規定するものでございます。第 2 条、「この条例において災害とは、火災、風水害、地震、落雷等の異常な自然現象により居住の用に供していた家屋の損壊、焼失、流失および浸水をいう。」と規定しております、あくまでも異常な自然現象によって、人が住んでいる家屋が壊れたり、火事になったり、浸水するなどの被害が該当となります。

第 3 条は、支給対象者について、「災害発生時に湯前町にある住家に居住していた者」とし、災害見舞金を「世帯単位として世帯主に支給する。」と規定するものでございます。

第 4 条は、災害見舞金の支給要件と見舞金の額を規定しております。第 1 号から第 5 号までありまして、第 1 号は「住家が全壊又は全焼した場合、10 万円」、第 2 号は「大規模半壊した場合、8 万円」、第 3 号は「半壊又は半焼した場合、5 万円」、第 4 号は「準半壊した場合、3 万円」、第 5 号は「住家が一部損壊した場合、1 万円」と規定しました。なお「全壊」、「大規模半壊」などの被害認定基準につきましては、内閣府作成の「災害にかかる住家の被害認定基準運用指針」に基づき、被災者からの罹災証明申

請を受けて、町が被害状況の調査と認定を行うものでございます。

なお、火災の場合の「全焼」、「半焼」の被害認定につきましては、消防署が実施することとなります。

令和2年7月豪雨における本町の被害認定は、準半壊にあたる「床上浸水」と一部損壊にあたる「床下浸水」の被害があつているところでございます。また、災害見舞金の額につきましては、県内自治体の災害見舞金制定状況と本町にいただきました見舞金、義援金、寄付金額を鑑みまして検討したところでございます。

第5条は、災害見舞金の全部又は一部を支給しないことができる「支給の制限」について規定するものでございます。第1号では、「災害による被害が一時的に多数生じたとき。」としまして、例えば、大規模地震が発生し、町内全体が相当の被害を受けた場合などを想定しております。第2号では、「災害による被害がその被害を受けた者の故意又は重大な過失により生じたものであるとき。」と規定するものでございます。

第6条は、災害見舞金の支給についての手続きを規定するものでございます。詳細は、規則で定めるところですが、手続きの概要としましては、被災された支給対象者が災害見舞金支給申請書に必要事項を記入していただき、罹災証明書を添えて申請していただきます。その後、内容を審査して支給認定の上、災害見舞金を支給するものでございます。

第7条は、適用除外について規定するものでございます。第1号は、「故意又は重大な過失により、支給の事由が生じたものである場合」、第2号は、「届け出の内容に偽りがあつた場合」とし、この場合には、災害見舞金の支給を取り消し、又は返還させることができるものでございます。

第8条は、委任事項として、「この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。」と規定するものでございます。

附則として、本条例は、公布の日から施行し、令和2年7月3日以後に発生した災害に適用することとしております。以上で説明を終わります。

すいません。第2条の災害の中に、「地震」が抜けておりました。申し訳ございません。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。

**○2番（椎葉弘樹君）** 第8条の委任についてお尋ねします。この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるということになっています。ほかの自治体のケースを見ますと、この町長が別に定めるというケースもあれば、規則で定めるという、2パターンがあるようです。本町において、町長が別に定めるとされた理由があるのか、それともこれは、2つとも同じ意味なのかについてお尋ねします。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 第8条につきましては、災害見舞金支給条例施行規則を作りまして、それで事務手続きをするということにしております。

○2番（椎葉弘樹君） ということは、町長が別に定めるといふ意味とは、規則に定めるといふことなので、基本的に結果的には、規則に定めるといふ同じ位置付けでよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） はい、そのとおりでございます。

○2番（椎葉弘樹君） あと、第3条の支給対象者等のところで、支給対象者は災害発生時に湯前町にある住家に居住していた者とするというところがあります。この点について、住民基本台帳で住所が町外であっても、住家が本町にあれば、居住していた者として、対象とみなす、そして居住していなければ、対象外とするという考え方でよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） はい、今議員がおっしゃられたとおり、住所がなくても、現に住んでおられた方は対象とするという規定でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） 1点だけお伺いさせていただきます。今回の災害見舞金に関しては、住む家、住居ということで、見舞金がされているかと思えますけども、先日ですか、新聞に義援金の配分が、球磨村の場合が出ておりましたが、実際災害で亡くなられるということも想定の中にはあるかと思えます。この制度を作られるときに、死亡されるとか、重篤な大きな障害を受けるとか、そういうような方に対する見舞金については、議論をされなかったのかお伺いさせていただきます。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、休憩します。

-----○-----  
休憩 午前10時25分  
再開 午前10時27分  
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○保健福祉課長（高木堅介君） はい、すいません。災害により亡くなられた方とか、そういった方に対しましては、湯前町災害弔慰金の支給等に関する条例がございまして、そちらでの対応になります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） 第4条ですけども、その中で先ほど火災につきましては、消防署のほうで判断をするというふうなお話がありましたが、ほかの風水害とか地震とかの判定はどういうふうなかたちでとられるのか伺いたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 自然災害による被害状況につきましては、説明の中でも申し上げましたとおり、内閣府が策定しております災害にかかる住家の被害認定基準運用指針に基づきまして、本町では被災された方からの罹災証明申請書に基づいて、税

務町民課のほうで、この基準にのっとって調査をいたしまして、その被害のパーセントですとか、そういうので判断することになります。

**○1番（遠坂道太君）** 一応内閣府からの要項によって、町の職員の方が判定をするということによろしいのでしょうか。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** はい。この基準によりまして、県のほうでも町村でのばらつきがないようにということで、研修とか担当者の勉強会みたいなのがあっておりまして、それでこの基準を基に町村での差がないようにということで、職員が行います。

**○1番（遠坂道太君）** 熊本市のあったときは、専門家の方がだいぶ入られてされたようにお聞きしておりますけども、そういった方も入られて、ご指導を受けた中での取組をされるということでしょうか。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 今回の令和2年7月豪雨では、本町職員だけで行っているところだと認識しております。税務町民課のほうで対応しておりますが、今後住家が全壊ですとか大規模半壊とか、そういうことになると、また専門的な判定も必要になると思いますので、その際は熊本地震であるとか、人吉市、球磨村に入られたような、応援とかもいただきながらの判定になることと思います。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第56号、「湯前町災害見舞金支給条例の制定について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（倉本 豊君）** 起立全員。したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第5 議案第57号 令和2年度湯前町一般会計補正予算（第7号）について**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第5、議案第57号、「令和2年度湯前町一般会計補正予算（第7号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 議案第57号、令和2年度湯前町一般会計補正予算（第7号）の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億4,546万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ 45 億 3,855 万 2,000 円とするものでございます。主な内容は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した感染拡大防止を目的とした事業、及び経済的支援事業等が主なものでございます。

詳細につきまして、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 一般会計補正予算（第7号）について、御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第2次配分、1億9,320万8,000円の使途事業の補正予算を計上するものです。タブレットの議案説明資料に実施計画書載せております。なお、説明いたします際には、対象事業については、「臨時交付金事業・計画書番号」で説明を入れさせていただきます。

議案書の事項別明細書の歳出、13 ページをお開きください。款2総務費、でございますが、9,757万8,000円を補正計上しました。項1総務管理費、目1一般管理費、節13使用料及び賃借料、宿舍等借上料33万円は、副町長の住宅を民間から借り上げるもので今年度3月末まで費用を計上しました。

節17備品購入費92万円は、臨時交付金事業、No.13で、旧南部保育所など指定避難所の滞在期間中の人と人の飛沫感染等の防止を目的として、室内を清潔に保つ空気清浄機を購入するものです。

次に、目5財産管理費、節14工事請負費ですが、庁舎正面玄関等自動ドア設置工事500万円は、臨時交付金事業、No.12で、職員を含む町民、また町外県外の方、事業者の方など不特定多数の来庁者が常時ある中で、手指の非接触化を図るため、庁舎正面玄関、議会棟側玄関など4個所に自動ドアを設置するものです。

次に、目8防災諸費、節17備品購入費55万円は、臨時交付金事業、No.14で、旧南部保育所など指定避難所にAED機器を設置するものでございます。

次に、目9企画調整費、負担金補助及び交付金ですが、新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通運行継続支援金36万4,000円は、タブレットの議案説明資料に載せていますが、臨時交付金事業、No.37で、くま川鉄道の運営に大きな影響を受けており、この臨時交付金を活用し、鉄道沿線の市町村が合同で支援を行うものでございます。10市町村の総額は500万円の支援額となります。

目11情報通信管理費、節12委託料、光ブロードバンド通信速度増強に伴う機器更新委託料33万円でございますが、臨時交付金事業、No.15で、インターネット利用者の増加に伴い、コロナ感染拡大した場合の学校休業のため、オンライン授業など実施の場合、回線速度の急激な減衰を抑さえるため、庁舎内センター設備の機器の一部を更新するものでございます。

目15湯前町出身大学生等支援給付金給付事業につきましては、223万2,000円を計上しました。これは、臨時交付金事業、No.33で、本町の大学生や専門学生など、帰省の自

肅、アルバイト収入の減少など、学業生活等に影響を受ける学生へ、おひとり2万円の支援を行うものでございます。

次に、14 ページでございます。目 16 湯前町地域活力応援給付金給付事業費は、8,710 万 5,000 円を計上しました。これは、臨時交付金事業、No.32 で、新型コロナウイルス感染症拡大の、今後、第2波、第3波が考えられ、各ご家庭での準備を促すため、全住民へ、おひとり2万円の給付金を計上しました。併せて、高校生以下のお子さんがいるご家庭には、さらに、お子さんおひとり2万円の上乗せ分の給付金も計上しました。

次に、款 3 民生費でございますが、354 万円を補正計上しました。項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節 19 扶助費は、令和2年7月豪雨災害に伴う災害見舞金 49 万円を計上しました。これは、先ほどご可決いただいた、湯前町災害見舞金支給条例の制定によるものでございます。

また、災害義援金 105 万円は、熊本県からの義援金の1次配分金で、県の義援金配分委員会で被災対象者への配分金が決定されましたので、県からの義援金 105 万円を含んでございますので、充当するところでございます。

項 2 児童福祉費、節 18 負担金補助及び交付金、出産育児特別定額給付金 200 万円を計上しました。臨時交付金事業、No.32 で、国が実施した特別定額給付金で国民ひとり 10 万円を支給されましたが、これは基準日が令和2年4月27日でございます。そこで、基準日の次の日令和2年4月28日以降、出生されたお子さん、出産予定のお子さん、について、同じ令和2年度中で、同じ支給の対象者の方としたいため、また出産子育て世帯の支援施策として、本町独自の定額給付金を計上しました。

次に、15 ページです。款 4 衛生費、でございますが、433 万 2,000 円を補正計上しました。項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、節 17 備品購入費 42 万 8,000 円は、臨時交付金事業、No.34 で、保健センターに集団検診等、たくさんの町民が集まる場合、特に高齢者が集まられる場合で、3密をさけるため十分なスペースを確保するうえで、屋外に待合テントを張る場合がございます、その場合のテントの風よけとしての四方幕の購入など予算を計上しました。

項 2 清掃費でございますが、目 3 災害廃棄物処理費、節 18 負担金補助及び交付金、災害損壊家屋等自費解体費補助金 365 万 4,000 円は、令和2年7月豪雨災害で被災された損壊家屋等の解体撤去に伴う経費へ補助するもので、タブレットの議案説明資料に写真と位置図を載せておりますが、3か所の町民世帯の自費解体の処分が対象でございます。これには、歳入のほう、国庫補助金に2分の1の182 万 6,000 円を計上いたしております。

次に、款 5 農業振興費、でございますが、1億2,108 万 7,000 円を補正計上しました。項 1 農業費、目 3 農業振興費、節 12 委託料 80 万円、節 14 工事請負費 1,297 万 5,000 円

は、そして、節 17 備品購入費 529 万円は、臨時交付金事業、No.20 で、これまでの感染拡大の影響を受け、農業経営の意欲が低下するなどを避けるため、そして地域農業・農産物生産を継続していただく支援施策として、重労働となる農地の除草作業の軽減を図るため、自走式草刈り機等を購入し貸出すもので、また、それらを保管する管理倉庫の建築を行うものでございます。

また、節 18 負担金補助及び交付金でございますが、農業・食品産業強化対策整備交付金事業補助金 18 万 9,000 円は、臨時交付金事業、No.19 で、JA くまのお茶工場のペットボトル用のお茶原料製造ラインの新設にかかる人吉球磨 10 市町村の負担金でございます。

次に、目 4 畜産業費、節 18 負担金補助及び交付金でございます。湯前町優良子牛生産推進緊急対策補助金 200 万円は、臨時交付金事業、No.16 で、感染拡大の影響を受け、子牛競り価格が下落する中、生産者の意欲が低下するなどを避けるため、競り価格の平均値を下回った場合に、1 頭当たり 1 万円を支援するものでございます。

湯前町優良肉用肥育牛生産安定対策補助金 170 万円は、臨時交付金事業、No.16 で、感染拡大の影響を受け、肥育牛価格が下落する中、生産者の意欲が低下するなどを避けるため、肉用肥育経営安定交付金制度が出された場合につきまして、肥育農家に 9 割補填されますので、その残額の 2 分の 1 を支援するものでございます。

目 5 農地費でございます。節 14 工事請負費、植木地区用水路改修工事 1,100 万円は、タブレットの議案説明資料に位置図を載せていますが、今年度の工事施工分の用水路改修工事の国県補助金の内示がありましたので予算を計上しました。なお、歳入のほう、国庫補助金、県補助金あわせて 69 パーセント分を計上し充当しております。そして受益者分担金 10 パーセント分も歳入に計上し充当しております。

深田地区排水路改修工事 2,999 万 9,000 円は、タブレットのほうにも位置図を載せております。今年度の工事施工分の排水路工事で、国県補助金の内示がありましたので予算を計上し、また、歳入のほう、国庫補助金、県補助金あわせて 69 パーセント分を計上し充当しております。そして、受益者分担金 10 パーセント分も歳入に計上し充当しております。

16 ページです。項 1 林業費、目 1 林業振興費、節 12 委託料 80 万円と、節 14 工事請負費 1,845 万円は、臨時交付金事業、No.21 で、役場庁舎壁面等木質化工事にかかるもので、感染拡大の影響を受け、住宅等の木造施設の需要が減少するなど、製材所等における製品の動きも鈍くなっており、滞留する製品を地域内で流通させるため、役場庁舎の事務室や会議室内部の壁面の木質化、木製間仕切りなどの木製化を実施するものでございます。

次に、節 18 負担金補助及び交付金、林業・木材産業振興施設等整備事業補助金 3,749 万 9,000 円は、湯前木材事業協同組合が実施する大径丸太の熱処理施設整備において、

国の補助金内示がありましたので、事業費の2分の1の金額を計上しました。なお、歳入のほうにつきましても、県補助金に、同額を計上し充当しております。

款6 商工振興費でございますが、7,177万5,000円を補正計上しました。項1 商工費、目2 商工振興費、節10 需用費40万8,000円の消耗品費、印刷代、そして節11 役務費72万7,000円の通信費、そして、節18 負担金補助及び交付金の754万円につきましては、臨時交付金事業、No.11で、町民に対して飲食店のみで使用できる食事券で、町民1人2,000円の食事券を発行し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている飲食店の支援につなげる施策でございます。事務費を含め計上しました。

節12 委託料300万円と、節14 工事請負費の1,000万円は、臨時交付金事業、No.36でございます。湯前駅レールウイング・湯前まんが図書館改修にかかる設計監理委託料と工事費でございます。来場者への感染拡大防止のため、3密を避けた御利用をしていただけるよう環境改善が目的でございます。よりよい屋外スペースの確保を行うものでございます。

次に、節18 負担金補助及び交付金、湯前町休業要請等協力金30万円は、臨時交付金事業No.3で、令和2年4月21日に出された熊本県休業要請そしてその依頼に協力された事業者に対して交付するもので、1次計画の実施の対象者要件の拡充、1日当たりの金額の改正、申請期間の延長など今回の2次計画での追加事業とさせていただくものでございます。

また、湯前町商工業者経営持続化支援金1,530万円は、臨時交付金事業、No.4で、感染症拡大に伴い影響を受けた町内事業者に対し町が支援金を交付するもので、1次計画の実施の際は、「前年2か月比で売り上げが15パーセント以上減少した事業所」としていたものを「前年同月」、いわゆる2か月を1か月の比較に緩和し実施の対象者要件の拡充、そして支援金の上限枠まで申請可能とし、申請期間の延長など今回の2次計画での追加事業とさせていただくものでございます。

次に、湯前町感染防止設備等導入補助金450万円は、臨時交付金事業、No.10で、町内飲食店等が感染拡大防止対策のため実施する、フェイスガードやマスク、消毒除菌にかかる費用を支援するものでございます。補助率10分の10で、上限30万円です。これには別途、県の総合交付金を充てられるもので、歳入に総務費県補助金75万円を計上しています。

次に、目3 観光費でございますが、節18 負担金補助及び交付金、新型コロナウイルス感染症対策湯楽里支援金3,000万円は、感染拡大による休業の実施、売り上げ減の状態が続く、経営状況の悪化を見込んでおり、町の唯一の観光施設として存続させることから緊急支援を行うものでございます。タブレットのほうに経営状況を載せております。財源は一般財源で充当させていただきたく予算計上いたしました。

次に、17 ページです。款9教育費でございますが、4,711万円を補正計上しました。目1教育総務費、節12委託料300万円と、節14工事請負費1,500万円は、臨時交付金事業、No.30で、災害時など、避難者の濃厚接触感染の機会を減らすため、避難所の開設する場所を増やすことを考えますが、災害時避難所でもある中学校体育館ですが、現在、室内トイレがなく不便をきたすことから、室内トイレを設置するものでございます。

項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費530万4,000円は、臨時交付金事業、No.31で、教室内仕切り壁設置、教室内換気扇設置などの経費を計上しました。また、節17備品購入費233万8,000円は、体育館用大型扇風機、空気清浄機などの購入経費を計上しました。

項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費の修繕料283万2,000円は、臨時交付金事業、No.31で、教室内換気扇設置などの経費を計上しました。また、節17備品購入費1,082万1,000円は、臨時交付金事業、No.26で、中学校の休業をさせた場合のオンライン授業に要するタブレット購入、ソフトウェア購入などを計上し、また、教室の空気清浄機、冷水器などの購入経費を計上しました。

次に、目3文化財保護費231万円ですが、節10需用費の消耗品費、節12委託料、節17備品購入費は、湯前町デジタルミュージアム事業分で、臨時交付金事業、No.29です。コロナ禍により本町に訪れることが少なくなった来客者に、町内文化財等をデジタル化して鑑賞していただくことや、疑似体験機会を作り出し、実際に行ってみたいという方々に来訪周遊の意欲を喚起させる取り組みの施策に要する予算をそれぞれ計上しました。

目4美術館費、節14工事請負費310万円は、臨時交付金事業、No.12で、まんが美術館は、町内、町外、県外などの不特定多数の来館者が常時ある中で、手指の非接触化を図るため、正面玄関に自動ドアを設置する経費を計上しました。また、併せて、節17備品購入費180万円は、臨時交付金事業、No.31で、美術館入場される際の手続きを、対面接触機会を減らすため券売機を購入する経費を計上しました。

次に、18 ページです。項5保健体育費、目2体育施設費、節10需用費の修繕料46万5,000円は、町民グラウンドのソフトボール場側のナイター照明の漏電箇所修繕費用、また海洋センター体育館やプールの手洗い蛇口など非接触型に取り換える費用を計上しました。

次に、歳入の説明です。11 ページをご覧ください。款11地方交付税に、今回の補正財源として、7,083万5,000円を計上しました。

次に、款15国庫支出金に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で1億9,320万8,000円を計上し、それぞれの款、項、目に、それぞれの財源に充当配分をしております。

8 ページでございます。第2表地方債の補正で変更です。かんがい排水事業の起債限度額を変更するものです。町債の合計は、4億8,630万2,000円となります。

19 ページに、給与費明細書を付けております。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（倉本 豊君）** ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時53分

再開 午前11時11分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を続けます。

令和2年7月豪雨災害に対し、全国から本町に対し、お見舞い金が寄せられたことに対し、町長から発言の申し出がありますのでこれを許します。

**○町長（長谷和人君）** 先ほど議案説明が終わったところでございますが、歳入の11ページに諸収入の雑入に、令和2年7月豪雨災害見舞金等ということで予算を計上させていただいているところでございます。今回全国各地から、個人そして団体の皆様方から多くのお見舞金を頂戴したところでございます。併せまして励ましのお手紙もたくさんいただいたところでございます。この場をお借りいたしまして、お礼を申し上げる次第でございます。大変皆様方からいただきました見舞金につきましては、今後、本町の災害復旧、復興のために使わせていただく所存でございます。そして皆様方から元気をいただいたところでございます。このマイクを通しましてお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

**○議長（倉本 豊君）** それでは、これから質疑を行います。

**○2番（椎葉弘樹君）** 13ページの光ブロードバンド速度増強に伴う機器更新業務委託料についてお尋ねします。まず現状の問題点についての確認になります。今回の増強工事というのは、平日、夜間あるいは土日祝日と平日、そのどのあたりの時間帯をカバーするための増強工事になりますでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 全ての時間帯での増強ということで考えております。

**○2番（椎葉弘樹君）** 現在470契約を超えてきたということで伺っておりますが、今回の前提となるのは、何契約ぐらいを対象にされていますでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 当時の設計では300世帯を想定した設備構成でございました。で、今現在での議員おっしゃられますように470世帯を超えてきましたので、使用者が集中した場合、速度の急激な減衰になってしまう、さらには、今後オンライン授業等を学校のほうでされる場合には、更なる減衰があるということで、想定したその上限のですね、世帯を何世帯までカバーできるというのははじいておりませんので、今回、

そういった減衰を行うための小規模施策といいますか、小規模な対策ということでございます。それ以上になってきますと、それでも減衰が抑えられない場合は、大規模改修というかたちになってくるかと思えます。

**○2番（椎葉弘樹君）** 決算審議の際に確認したのですが、インターネット使用料の余剰分、これを回線増強に充てられるということで、総務課長のほうから答弁をいただきました。で、今回の回線増強は、あくまでも現状の契約回線数を前提にしたもので、決算で言われた回線増強というのは、今後その大規模改修が発生した場合のブロードバンドの増強と考えてよろしいでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** はい、そのとおりでございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○1番（遠坂道太君）** ページの16ページ、商工費の中の商工振興費の工事請負費1,000万円ですけれども、内容につきましては、全協で説明を受けたわけでございますが、施設の規模が小さいということで、3密を避けられないということで空間を作っていくというふうな執行部のほうからの提案だというふうに思っておりますが、内容的にどのような形を付けたかたちで取り組んで行かれるのか、そのへんにつきまして答弁を求めます。

**○企画観光課長（本山りか君）** 今回、コロナ対策ということで3密を回避するという意味で整備を行います。付加価値的には、やはりあそこの空間を、もう少し今の実態、ニーズに合わせたようなかたちで、整備を整えていきたいと思っております。

**○1番（遠坂道太君）** 少し詳しく聞きたいのですけれども、やはりあそこで施設を使っておられるまんが図書館、ゆのカフェとかございます。そういったかたちでの利用方法として、レールウイングの利活用、やはりこうのような付加価値といっても、やはり、ある程度使い勝手のいいかたちの方法をとられておられるのか、そしてまた利用されているところの意見を聞かれておられるのか、それにつきまして、お尋ねいたします。

**○企画観光課長（本山りか君）** あそこが、やはり3つ施設がございます。それぞれの御利用をいただいているところですが、やはり屋外ということもありまして、具体的に申しますと、雨天時の利用について制限がなされる、または天気あまり良すぎて、夏場の暑さ対策、そういったことがございましたので、今般の整備におきましては、そういった雨除け、日除け、そういったことを考えております。

また、皆様、やはりあそこの空間を利用されまして、なにか楽しいような、賑わいを創出するような、魅力ある施設という付加価値を付けてまいりたいと思えます。

そのためには、今の御利用者の方からのニーズ、これまでニーズをお伺いしているものを反映するかたちで整備を行っていきたくて考えております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○7番（高橋一雄君）** 13 ページの本町出身大学生等支援給付金は、保護者からも大学生、専門学生の皆さんからも喜ばれると思いますが、1回ぼっきりの2万円だけです。まだ都会のほうは、コロナが終息せずに、毎日発症者が出ていますから、学生たち、いつ自分が感染するか分からないという恐怖の中で生活していると思います。今後もこの給付金をする意思はあるのかお尋ねします。

**○町長（長谷和人君）** 今回、地方創生臨時交付金を財源として活用させていただいたところをごさいますて、幅広く、今都会で勤労学生として、勉強しながら、そしてまた夜間におきましては、バイトなりされているというふうな中で、コロナ禍ということでございましたので、こういう事業を考えたところをごさいます。

ご質問の中の部分につきましては、本町、財政的にも非常に厳しい部分がございますので、こういう財源等が措置されるということであれば、そこらへんも十分考慮しながら、できる限り対応をさせていただければというふうに、私としては、思っている次第でございます。

**○7番（高橋一雄君）** 国のほうは、コロナ対策で一次補正、二次補正を組んでいますが、今後も私は必要だと思っておりますので、国から、この臨時の交付金が出た場合、この事業は継続していただきたい事業だと考えていますので、検討をお願いしておきます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○2番（椎葉弘樹君）** 16 ページの新型コロナウイルス感染症対策湯楽里支援金 3,000万円について伺います。8月31日の全員協議会の際は、平成30年度売上高のマイナス分9,335万円の3分の1を支援したいということでした。今回の議案説明書によりますと、平成28、29、30年度の3か年平均に変更されています。この変更された理由についてまずお尋ねします。

**○企画観光課長（本山りか君）** はい当初は議員おっしゃいますとおり単年度での比較としておりましたが、やはり単年度では、なかなか比べる比較にならないかなということで、せめて3か年くらいの平均を取ったところで見ないと、売上に関しましても増減がございますので、そういったところを勘案して3か年の平均に変更したところです。

**○2番（椎葉弘樹君）** その時に売上高マイナスぶんの3分の1、この3分の1にした理由というのは、何かありますか。

**○企画観光課長（本山りか君）** 御承知のとおり、商工業者向け、それから農業者向け、どの持続化支援金につきましても、3分の1という補助率で対応をさせていただいております。それから近隣町村ですとか、全国の事例を見ましても、やはり3分の1程度の補助ということで、そこらへんを勘案しての補助率でございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** それと、今回、令和2年度の売上高のシミュレーションを行ってマイナス分を出されています。上期は実績値、下期は予測値というふうになっていま

す。今回、下期のシミュレーション分を含めて、マイナス分をこの 3,000 万円の金額として計上されて理由についてお尋ねしたいのですが、例えば、上期は上期、下期は下期で2回に分けてやる方法と、今回のように、もう先を見越した支援の仕方があると思っています。今回その一連を見越したというところは、何か理由がありますでしょうか。

**○企画観光課長（本山りか君）** お手元に配布しております議案説明資料の中にもお示ししておりますが、湯楽里の預金の変動、普通預金ですね、自由に使える運転資金と捉えていただければいいかと思いますが、そちらを勘案しました場合、やはりどうしても11月くらいには運転資金の財源としての保持と申しますか、そういったことに支障を来してくると、今回おっしゃいますとおり、売上げはあくまでも見込額で判断するわけですが、やはり監査役等からの指摘によりまして、運転資金はやはり売上額の3か月分くらいは、手元に持つべきというふうなアドバイスもしておりまして、シミュレーションをしたときに、やはり11月くらいがタイムリミットという判断をさせていただいております、それを御理解いただければと思います。

**○2番（椎葉弘樹君）** 最後に1問だけ、今回の支援金は新型コロナウイルス対策で国、県、町から支援金を受けても、更にマイナスになる湯楽里のような事業者に対して支援を町が行うというものです、本町の事業者において、この湯楽里と同様の国、県、町からの支援を受けても、更にマイナスの大きい事業体というのは特になのでしょうか。

**○企画観光課長（本山りか君）** 実際これまで上がってまいりました持続化支援金の状況を見ましても、やはりそういった事例はございます。ただし今回湯楽里との差別化を図りましたのは、湯楽里は申し上げますと公共施設ということで、住民福祉向上のために設置されている目的もございますことから、そういったことを踏まえ、確かに民間事業者の方とは差別したことになりますが、御理解いただければと思っております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○5番（味岡 恭君）** 16ページの林業振興費、14項目の中の工事請負費1,845万円、役場庁舎壁面等木質化工事というのがございます。ここで材質または規模、範囲等の内容を、詳細に説明をお願いしたいと思います。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 予算が通ってから詳細な設計を行っていくわけですが、まず会議室等の洋会議室等がありますけれども、そこらの壁等を考えております。それとあと庁舎事務所内であつたりの古いキャビネット等を木質化のほうに変えたりと、それが主なところでございます。まだ、詳細についてはこれから設計してみないと分からないところがございますけれども、現在の段階ではこのへんでしかお答えできないところがございます。申し訳ございません。

**○5番（味岡 恭君）** ここに予算が上がってきているわけですから、大体主な概要計画があるかと思えます。床とか等は、考えはないのでしょうか、お尋ねします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 予算を組んだのが、工事請負契約を組んだということは、大体の概算の数字は掴んでいるところでございます。床につきましては、材質等にもよりますけれども、布設後に反り返ることも考えられますし、また湿気等でも形状が変更することも考えられますので、床については今のところは考えていないところでございます。

○5番（味岡 恭君） この地域から考えますと、杉、桧等が、山にたくさん生えているところでございます。できるだけ範囲を広げて木質を使っただけならばというように思ますので、そのへんをよく考えていただきたいというふうに思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） はい。議員おっしゃるとおり、林業の町でもございませし、杉、桧等も使えるところは、使いたいということで考えていきたいというふうに思います。

○7番（高橋一雄君） 今回の補正によって、事業者へのコロナ減収に対して、援助するハードルを下げられたことは、事業者の皆さんから大変喜ばれると思います。私も評価しています。その中で、ゆのまえおいしか券についてですけれども、使い道がいいようなものにしていただきたいのですけれども、とくとかプレミアム商品券は、お釣りが出ないわけですね、お釣りを出してくださるところもあったのですけれども、食事をするのに非常に分かりづらい面があったわけです。で、500円券でされるのか、1,000円券でされるのかをお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） はい1枚は500円で検討しております。

○2番（椎葉弘樹君） 11ページの令和2年7月豪雨災害に伴う災害見舞金154万円について伺います。先ほど町長のほうからもお礼の言葉があったところでございます。これ差し支えなければ、匿名等の希望がなければ、この154万円はどういうところからいただいているのかについて、一部御紹介いただけないでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 見舞金等受け入れております。本当にありがとうございます。団体については、申し上げますと、市町村という地方自治体で言いますと、大津町、芦別市、芦別市議会、苓北町からいただいております。また熊本県の町村会、全国町村会、あと御嵩町議会でございます。あと関西地区ふるさと会でございます。日本共産党中央委員会、企業で言いますと、熊本アイホーさん、アール設備企画さん、球磨酪農ホワイト酪農さん、地域科学研究所様からいただいております。あと本町におきましては、湯前町の区長会からもいただいております。その他、ライオンズクラブさんや市町村振興協会というところからもいただいております。全国のほう、ダム発電関係、市町村全国協議会さんのほうからもいただいております。以上です。

○2番（椎葉弘樹君） このように多くの皆様方からお見舞金をいただいているところで、本町としても大変ありがたいと思っているところでございます。それ以外にも、さ

とふる、ふるさとチョイスのほうからも、8月4日時点ですけれども、221万円、131万円とそれぞれいただいておりますし、鎌倉市の代理受付のほうからも116万円受付けているところでございます。

これらのいただいた、見舞金であったり、義援金であったり、そういったところを先ほど町長は、災害復旧等に活用したいということでした。この活用の内容であったり、先ほど総務課長から公表されました諸団体の公表について、町長としては、どのように今後対応されていくお考えでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 先ほど私のほうは、諸収入の雑入の中だけで申し上げたところでございますけれども、今椎葉議員おっしゃるように、ふるさと納税絡みでもたくさん、私さっき個人という言葉を使ったのですけどそういう意味でございましたので、ちょっと説明不足があったところでございます。

今回頂きました分につきましては、先ほど御可決いただきました見舞金等のほうにも充当させていただくというふうにも思っておりますし、それから加えまして、今度補正にも上げさせていただいておりますが、災害に伴います倉庫等の消去関係ですね、それの国の2分の1の補助裏につきましては、町又は起債なりというふうなことが充当するというふうなかたちになりますので、そういう分野におきまして使わせていただきたいというふうに、私としては思っている次第でございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** その頂いたふるさと寄附金なんかも、ホームページ上でしっかりと、これに使われて、こういうふうに使われましたよというのが公表されているのですが、その公表とか、受け付けた諸団体、個人の方の紹介というのも、個人も匿名もあると思いますが、できる範囲での公表というのは考えておられないのでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 頂きましたものにつきましては、情報の透明化という部分もございまして、お礼をしていただきました分につきましては、各個人等につきましては、そこはちょっと配慮をしないといけないのかなと思っておりますし、各団体、それから会社等につきましても、向こうのほうから開示していかどうかというのを、お話を聞かないとちょっと部分的にはどうかと思うところもございまして、そこは慎重に対応させていただければと思っている次第でございます。

**○1番（遠坂道太君）** 先ほど味岡議員からの関連ですけれども、庁舎内の木質化を凶っていかれるということでございまして、今後耐震のほうもされておられるわけですが、今後新庁舎の計画とか、そのあたりの計画はされるのか、そのへんお伺いしたいと思います。

**○町長（長谷和人君）** 昨年でございましたか、繰越いたしまして、議会棟側の部分につきましては、耐震の工事をさせていただいたところでございます。今の御質問の内容につきましては、本庁舎は47年からでございましたか、運用を始めておまして、

人吉球磨では一番古い公共施設としては、役場機能としては、一番古いのかなというふうに思っているところでございます。

で、今回コロナ関係の木材産業の部分につきましての状況の中で補正をさせていただくところでございますけども、私としては、今の考えでございますけども、再三言っておりますように、財政が厳しゅうございますし、それから耐震化も終了したということでございますので、私としては、今のところですよ、今のところですが、新しい新庁舎については、考えがないというところでございます。

**○1番（遠坂道太君）** 今その方向でいろいろと内装をいじくりながら、修理をしながらやっていたら、今後とも利活用、いい方面でしていただければというふうに思うところでございます。

**○6番（金子光喜君）** 15 ページですけども農業経営継続支援対策事業というのが費用として上がっておりまして、この件に関しては農業支援に、しっかり取り組むと約束した長谷町長の思いが詰まっているのかなと思いきども、内容について、もう少し担当課のほうから詳しく御説明いただきたいと思っております。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** この事業につきましては、農業機械、草刈機等になりますけども、これをもって当然草刈り、単純でありますけども重労働であり危険を伴うものでございます。ここで自走式であったり、ラジコン式であったり、アーム式の機械を町のほうで購入いたしまして、それを貸し付けながらやっていくというふうなことです。自走式の草刈機、これが法面用と畦畔用、それぞれ3台ずつ。ラジコン式の草刈機としまして2台を考えております。それとトラクターのアタッチメントを付けるアーム式の草刈機これを1台考えております。

これによりまして当然、機械倉庫が必要になってきますので、シャッター付の機械倉庫のほうを考えていきたいというふうに計画しておるところでございます。

**○6番（金子光喜君）** 夏場の重労働と言われております、草刈り作業の農家の負担を少しでも軽くしていければという思いのかなと、非常に農家の一人として有難く思ったところですけども、先ほども課長のほうからもありましたが、非常に危険な部分もございまして。草を刈るだけでなく、いろいろなものを刈ってしまうことがありますので、利用される場合の講習会とか、そういうことをしっかり受講された上でしか、借用することができないとか、様々に配慮をしながら進めていく必要があると思っておりますけども、そのへん、現在どういうふうに御検討されているのかお伺いします。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 現在考えておりますのが、町で購入いたしまして、将来的には農業公社のほうで管理しながら、できればそこでオペレーター付でも対応できればなあというふうに思っております。

当然オペレーターさんにおきましては、今議員おっしゃられたとおり、そういう講習

会などを受講してもらえれば、より安全でそしてまた知識も高まってくるだろうというふうに思いますので、そういう点も今後十分考えていかなければならないというふうには思います。

**○6番（金子光喜君）** 併せて、機械に確か保険を掛けて、事故があったときに対応できるとか、そういうかたちの制度があるかと思しますので、十分にその安全という点には気を付けていただきながら進めていただくことを希望します。

農家の方にも、こういう制度ができて、しっかりと町のほうで、労力軽減ということをサポートしていく予定であるということをお伝えしながら、より利用価値のある、また充実した、そして長く使えるような制度というのをしっかりと築いていただければと思います。以上です。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○3番（森山 宏君）** 15 ページの、今課長が言われた機械等の倉庫、このときに設計業務で80万円上がっております。これ更地のときから建築されて、それで電気等も入っている管理料なのでしょうか。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** この場所につきましては、

**○議長（倉本 豊君）** 答弁調整のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時43分

再開 午前11時44分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を続けます。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 失礼しました。場所につきましては、畜産センターのところを考えております。畜産センター入りまして正面のところ、今豪雨災害におきまして流木のほう堆積しておりますけども、その奥のほうに旧たばこ耕作組合等の皆様が利用されていた倉庫がございます。そこの解体も考えております。

あと、畜産センターのところでございますが、豪雨のとき浸水した経緯もございますので、ある程度の嵩上げといいますか、地盤の嵩上げも考えながらの設計というふうに考えているところでございます。

**○3番（森山 宏君）** はい。解体とか、そういう所見の諸所の案件まで含めたところでの業務委託ということで、安価に上がって、ああすばらしいなと思えました。

引き続き16ページの、ルールウイングの3密を避けるために、覆いと、テント等と伺っていますけど、これに対して設計業務は300万円です。この違いといいますか、課で違うのか、またはそういう素案を持って来られる時点で、片や1,200万円で80万円、片や、覆いをするのに1,000万円で設計業務が300万円、この違いはどこからきているの

でしょうか。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 先ほどの農機具倉庫につきましては、ひと言で申しますと、あまり地盤とか上げるようなところもございますけれども、建物自体はそんなに構造的に込み入ったというか、複雑なこともございませぬし、ある程度で抑えられているのかなというふうに思っているところでございます。

**○企画観光課長（本山りか君）** 一方、レールウイングの委託料の件につきましては、ある意味空間デザインというような、企画的なものを含みますので、そういった観点からちょっと先ほどの金額よりも高額になるかと思っております。

**○3番（森山 宏君）** 空間的なのということは、結局デザイン料とかいうのが入っているというふうに解釈しなければならないのかなと、もしも空間で覆いをされるのであれば、マッピングとかいうのも上がっております。時間制限がある外部トイレの壁面にそういうのを企画されております。そういうのも一緒に鑑みて、なんですか、印象といたしますか、そういう空間設計というのも含んでいる金額が300万円ということですか。

**○企画観光課長（本山りか君）** はい。そういったデザイン的な御提案もいただくということになりますし、いろんなニーズを踏まえまして、そういったものを形にしていくというところの、そういった企画的な部分もお願いしたいと思っておりますので、そういった御答弁になります。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○3番（森山 宏君）** はい。せっかく課長がおっしゃったので、あえて要望でありませぬけれども、今レールウイングというのは、昇降口のほうから半分程度ですよ、平米数でいきますと。あの奥のほうの有効利用も、是非検討されるようにお願いします。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第57号、「令和2年度湯前町一般会計補正予算（第7号）について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（倉本 豊君）** 起立全員。したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第6 委員会報告（議会だより調査特別委員会）**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第6、「委員会報告」、議会だより調査特別委員会に付託された調査が終了し、お手元に配布のとおり報告書が議長あて提出されています。本件について、委員長の報告を求めます。

**○議会だより調査特別委員長（椎葉弘樹君）** 自席から失礼します。議会だより調査特別委員会の最終報告を行います。資料の2ページをお開き下さい。

平成29年1月臨時会において、議会だより調査特別委員会を設置しました。その後、議会だよりの課題調査と対策を講じながら、段階的に議会だよりの充実を図ってきました。以降に示す最終報告の内容は、来月1日に発行する議会だより32号特集1にも掲載していますので、ここでは要点のみ御報告させていただきます。

特別委員会設定前との大きな変更点は、担当者を2人から4人に増やし、ページ数を2ページから20ページに増やしたことです。住民に見える議会、住民が参加しやすい議会、議会力、議員力の向上という、3つの活動方針を掲げ、企画会議と編集会議の仕組みをつくり、持続可能な議会だよりを目指して活動してきました。議会だよりのレベルを引き上げるために、本町議会として初めて、全国議会広報研修会に参加しました。このことが議会だより改革の大きな一歩となりました。

主な調査結果を3点示します。1つ目は、議会だよりを当初2ページから20ページに増やしたことで、住民の皆様に議会情報を広くお知らせすることができるようになりました。

2つ目は、議会だよりの最終ページに、住民の声を追加し、住民が参加しやすい議会の新しい仕組みをつくりました。

3つ目は、議会だよりの編集要領や原稿ひな形を作成したことで、誰でも作業できる環境が整いました。

これらの結果が実を結び、平成30年度熊本県町村議会広報コンクールに、町議会として初めて応募し、特別賞を受賞することができました。なお、本年度において、2度目の応募をしているところです。

課題もあります。近年、議会広報の在り方が、時代の早い変化と共に、大きく様変わりしています。来期の委員会を早期に立ち上げ、記事の内容を検証しながら、町議会だよりを持続していくことが、次なる課題です。

結びに、これまで湯前議会だよりに御協力いただいた皆様と、御愛読いただいた皆様に感謝の言葉を申し上げ、議会だより調査特別委員会の最終報告といたします。4年間ありがとうございました。

**○議長（倉本 豊君）** ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、議会だより調査特別委員会の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第7 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第5、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。議会運営委員長から会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました次の議会の会期、会期日程等の議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問にかかる事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ここで、長谷町長から、挨拶の申し出があります。発言を許します。

○町長（長谷和人君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、議会議員任期最後の臨時会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

地球温暖化、異常気象のため、例年になく暑かった夏も峠を越え、朝夕寒さを感じる今日この頃でございます。そして、いよいよ球磨人吉地方は、晩秋の季節を迎え、令和2年も残り2か月余りとなったところでございます。本年は新春から、新型コロナウイルス感染症対策に始まり、そして令和2年7月豪雨災害、そして台風10号により、球磨人吉地方を中心に激甚な災害が発生し、死傷者、そしていまだに避難生活を余儀なくされておられる方に対して、改めてお悔やみとお見舞金を申し上げますところでございます。

その中で幸いにも本町におきましては、死傷者がいなかったことが救いございました。しかし本町におきましても、町道、林道、農地、農業用施設が激甚な災害が発生しておりまして、その復旧、復興には複数年を要するところでございます。これから、ま

ちづくりの大きなウエイトになるところでございます。

さてこのような情勢の中、今後のまちづくりをしっかりとするためには、議会と執行機関がしっかりとした関係構築こそが、二元代表制のもと、最終的には、地方自治法第1条に定める地方公共団体の健全な発達が、住民の福祉の増進を図ることにつながり、終局的には町民が幸せになるという結果をもたらすものと私は思っているところでございます。今議会が最後であり、任期満了とともに各自それぞれ新たなる旅立ちをすることになります。議員各位におかれましては、これまでの議員活動をされた思い出などが、脳裏をよぎっておられるものと推察するところでございます。

今期で議員を退任される方は、高い見識のもと、町政の発展のために御尽力いただきましたことに対しまして、お礼を申し上げる次第でございます。本当に御苦労様でございました。今後も豊富な経験と見識のもとに町政発展のために、引き続き御指導御尽力を賜りますようお願い申し上げますところでございます。

そして、次期、町議会議員選挙に引き続き立候補をされる方々には、全員が当選の英を勝ち取られ、再び本会議場で席をともにできますよう念願する次第でございます。また、次期の議員の方々には、先輩達から受け継がれてきた湯前町議会としての、良き伝統は守りつつ、地方自治の本質に基づき二元代表制の機能を活かすことにより、町民の付託に答え、町民生活の向上を目指していただきたいというふうに思います。

また、私をはじめ、執行機関職員に対しましては、任期期間中、大変お世話になりました。これまでのご厚情に対し、深くお礼を申し上げますとともに、本町の更なる発展と町民福祉の増進のために、一層の努力をされますようお願い申し上げますところでございます。

最後になりましたが、議員各位におかれましては、お体に御自愛され、お元気で活躍されますことを御祈念し、甚だ簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。本当に皆様ご苦労様でございました。お疲れ様でございました。

**○議長（倉本 豊君）** この度、町議会4年間の任期を終了するに当たりまして、議会を代表しまして、私からも一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まずは、長谷町長、富安副町長、中村教育長はじめ職員の皆様、また町民の皆様方におかれましては、我々議員10名、平成28年11月の選挙以来、皆様方の温かい御理解と御協力によりまして、議員としての4年間の任期と職責を全うすることができましたこと、心から感謝を申し上げたいと思います。

また、議員各位におかれましては、私が山下前議長から、議長のバトンを引き継ぎ2年と9か月、豊富な経験と見識をお持ちであった山下前議長の後任でございましたので、皆様の目には物足りない、また、不満等あったかとおもいますが、私なりに精一杯やらせていただいたと思っておりますし、議員各位の御協力に感謝を申し上げます。

さて、この度の任期4年間を顧みますと、正に議会改革に明け暮れた4年間であったと思います。「住民に見える議会」、「住民が参加しやすい議会」、「議会力・議員力の向上」、この3点を目標に掲げ、議会活動全般の見直しを行い、具体的には、一般質問のユーチューブ配信、議会だよりの充実、また「関連質問」と「反問権」の導入、さらにはペーパーレスに取り組むためのタブレットの整備など、次々に改革を推進することができたと思っております。それにより、議員個人個人の意識改革が進んだことが、一番の成果ではなかったかなと感じているところです。

そのほかにも、新型コロナウイルス感染症の問題や令和2年7月豪雨等の災害対応、また、湯楽里の大改修、農業公社や精米所の問題、さらには町民の所得向上等々、いろいろな課題も残った4年間であったと、総括をさせていただきたいと思っております。

最後になりますが、一日も早い新型コロナウイルス感染症の沈静化と災害箇所の復旧・復興の実現、並びに湯前町の発展・町民の皆様方の御多幸を御祈念申し上げ、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

4年間、誠にありがとうございました。

**○議長（倉本 豊君）** 以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** これで、令和2年第7回湯前町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後0時03分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員